

110番のしくみと 正しい利用について

秋田県警察本部
通信指令課

110番通報のしくみ



110番通報の要領（内容）

110番を受理した警察官が質問しますので落ち着いて教えてください。

- 何があったの？（交通事故？泥棒？行方不明？など）
- どこで？（住所は？目標になる建物は？）
- いつのこと？（今？何分前のこと？）
- 被害は？（けが人は？被害程度は？）
- 犯人は？（特徴は？逃げた方向は？逃走手段は？）
- あなたはだれ？（被害者？目撃者？お名前は？）



110番通報



110番の正しい利用について

110番は、緊急時のダイヤルです。

警察官にすぐに駆けつけて欲しいときは110番通報を！！

当然ですが、いたずら電話はNGです！



緊急の対応を必要としない相談などは



・県民安全相談センター

#91 10

018-864-9110

まで

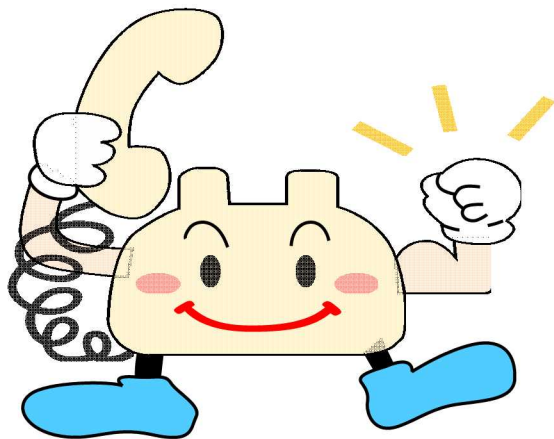
受付時間
平日(月～金曜日) 8:30 ～ 17:00

○ 詳細については、秋田県警察のホームページ (<https://www.police.pref.akita.lg.jp>) をご覧になるか秋田県警察本部にお問い合わせください。

○ 受付時間外に、DVやストーカー、特殊詐欺など犯罪に関する相談がある方は、管轄の警察署にお願いします。

110番になじまないもの

- ◆ 各種相談、行事、事件などの問い合わせ
- ◆ 落としもの、拾いものに関する問い合わせ
- ◆ 運転免許に関する問い合わせ



警察本部、最寄りの
警察署または交番等
にご連絡ください。

緊急の
事件・事故は
110番!

相談などは
#9110

